

(平成23年5月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

旭川厚生年金 事案818

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成6年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から同年5月1日まで

平成6年3月に学校を卒業後、A事業所に同月の末から臨時職員扱いで採用となり、同年4月1日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険に加入し保険料を控除されていた。

厚生年金保険料を控除されていた給与明細書もあるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった、「臨時職員任用通知書」及びA事業所から提出のあった、「決議書（臨時職員の雇用について）」において、申立人の雇用期間が、平成6年3月28日から同年4月30日までと記載されていることから、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A事業所は、給与からの厚生年金保険料の控除方法について当月控除と回答しているところ、申立人から提出のあった平成6年4月分の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成6年4月分の給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A

事業所は、「事業所として社会保険事務所（当時）への手続をしていなかったのか、社会保険事務所へ届出をしたが、社会保険事務所の処理が漏れていたのか、現在となっては不明。」と回答しているが、オンライン記録によれば、申立期間に同事業所において、申立人が厚生年金保険の被保険者となった記録は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が欠落したものとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ当該届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成6年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和59年4月10日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月10日から同年5月1日まで

昭和59年4月9日付けで社命により、C株式会社D工場からA株式会社E工場に転勤となったが、継続して勤務しており、異動の際に厚生年金保険が途切れていることに納得できない。

申立期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB株式会社の在籍証明書、同社から提出された辞令簿の写し及び雇用保険の加入記録（昭和59年4月10日取得から平成2年12月31日離職まで）から、申立人が、A株式会社に継続して勤務し（昭和59年4月10日にC株式会社からA株式会社に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社の昭和59年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社は、当時の資料は処分済みのため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月19日は75万円、16年11月29日は7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年11月29日

年金の記録を確認すると、支給された賞与に基づく、標準賞与額の記載が漏れていた。

会社も届出が漏れていたことを確認し、賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった賞与明細一覧表から、申立人は、申立期間①及び②に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賞与明細一覧表において確認できる賞与額から、平成15年12月19日は75万円、16年11月29日は7万円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案821

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月21日から47年3月1日まで
② 昭和48年12月4日から56年12月29日まで

申立期間①について、大学卒業後、株式会社Aに営業職として勤務した。給与は、基本給のほかに営業成績により報奨金が支給されていたので、総額で10万円から15万円くらい受け取っていたはずである。

申立期間②について、B株式会社に営業職として勤務した。給与は、基本給のほかに営業成績により報奨金が支給されたので、総額で50万円くらい受け取っていたはずである。

国（厚生労働省）の記録の標準報酬月額は低すぎると考えるので、給与明細書は無いが、両申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、昭和44年3月の厚生年金保険被保険者資格の取得時に3万3,000円、同年10月の定時決定では3万9,000円、45年10月の定時決定では4万2,000円、並びに46年8月の随時改定では6万円と記録されているところ、申立人は給与として10万円から15万円を受け取っていたと主張している。

しかしながら、申立人は申立期間①当時の給与額を確認できる資料等は保管しておらず、申立事業所を継承した株式会社Cは、「合併等に伴い当時の書類は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の標準報酬月額

は、申立人と同様に営業職であった複数の同僚の標準報酬月額と比較しても、著しく低いとは見受けられない上、当該同僚からは、自身の標準報酬月額の記録が不当に低いとする旨の回答は得られなかった。

申立期間②について、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、昭和48年12月の資格取得時に6万4,000円、49年8月の随時改定では8万6,000円、50年9月の随時改定では9万8,000円、51年9月の随時改定では14万2,000円、52年10月の定時決定では13万4,000円、53年10月の定時決定では14万2,000円、54年9月の随時改定では19万円、55年10月の定時決定では19万円、並びに56年8月の随時改定では22万円となっているところ、申立人は50万円くらいの給与を受け取っていたと主張している。

しかしながら、申立人は申立期間②当時の給与額を確認できる資料等は保管しておらず、申立事業所を継承したD株式会社は、「申立人に関する該当書類は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、B株式会社に係る申立人の「雇用保険受給記録証明書」に記載されている離職時賃金日額から、離職日前6か月の平均給与額は28万円程度であったと考えられるものの、28万円に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の標準報酬月額は、申立人と同様に営業職であった複数の同僚の標準報酬月額と比較しても、著しく低いとは見受けられず、当該同僚の中には、「基本給と手当（報奨金や歩合給等）を併せれば、給与は50万円くらいあったと思う。」と回答している者がいるものの、その給与額に相当する厚生年金保険料を控除されていたとする旨の回答は得られなかった。

このほか、両申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで
② 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで

季節作業員として、A株式会社B事業所（昭和 43 年 2 月 5 日前は、C株式会社B事業所）で申立期間を含めて 6 年で 6 回勤務した。

昭和 41 年度から 43 年度までは厚生年金保険の加入記録があるが、厚生年金保険の加入記録の無い 44 年度から 46 年度までも、秋から春まで勤務していたと記憶している。

年金事務所の調査では同僚には加入記録があると聞いており、申立期間も同じように働いていたので、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③について、申立人の雇用保険の加入記録（昭和 44 年 10 月 6 日取得から 45 年 2 月 12 日離職まで、同年 10 月 5 日取得から 46 年 2 月 25 日離職まで、及び同年 10 月 4 日取得から 47 年 2 月 17 日離職まで）から、申立人は、当該申立期間のうち、雇用保険の加入期間において、A株式会社B事業所で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、昭和 45 年度にA株式会社B事業所で勤務していた職員で現在の総務担当者からは、「当時、短期雇用者は、社会保険に加入させていなかった。加入していない短期雇用者の給与から、厚生年金保険料を控除することはなかったと思う。」との証言を得ており、同社D支社の回答によれば、43 年度から 46 年度までの期間に係る同社B事業所の短期雇用者数は、各年度 200 人を超えているところ、申立期間①の前年度である 43 年度は、申立人を含め

10月の厚生年金保険の被保険者資格取得者は244人となっていることから、同年度においては、10月に雇用される短期雇業者の多くを厚生年金保険に加入させていたと考えられるが、申立期間①の44年10月の資格取得者は3人、申立期間②の45年10月は5人、申立期間③の46年10月は3人と大幅に減少していることから、申立期間の3年度においては、ほとんどの短期雇業者は厚生年金保険に加入せずに勤務していたと推察される。

また、申立期間①から③までの各年度の10月以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得している短期雇業者全員には、申立事業所における厚生年金保険の加入記録の前又は前後に、E株式会社又はF株式会社における加入記録が確認できるところ、当該短期雇業者のうち二人から、「E株式会社からの派遣で冬期間働いた。」との証言を得ており、さらにこのうちの一人は、「自分たちは派遣の短期雇業者だったので、厚生年金保険に加入していたが、一緒に働いていた短期雇用の人は国民年金に加入していたと思う。」と証言している。

さらに、申立人が記憶していた同僚の3人には、申立期間①から③までの期間における厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、当該加入記録は全て4月から7月までの期間に資格取得しているものであることが確認できることから、この3人は、10月以降のみ勤務する短期雇業者ではなかったことが推認される。

加えて、申立事業所では、「当時の短期雇業者の厚生年金保険料の控除に関する資料は保存していない。」と回答していることから、当時の厚生年金保険料の控除の状況について確認できない上、全ての申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。